

「藤沢市地球温暖化対策実行計画」中間見直し等業務委託仕様書

1 業務の目的

当市が2022年（令和4年）3月に策定した「藤沢市地球温暖化対策実行計画」について、進捗状況や計画後半（2027年度（令和9年度）から2030年度（令和12年度））までの4年間で重点的に取り組むべき施策の選定や各主体別の取組内容の策定等を行うことと、また、当市の市域の温室効果ガス排出量の随時把握を行う手法について検討することを目的とする。

2 業務内容

（1）「藤沢市地球温暖化対策実行計画」重点施策の作成

ア 環境意識の情報収集

（ア） 以下のaからdまでの目的のため、市民・市内事業者へ環境意識のアンケート調査を実施する。なお、調査項目については、必ず事前に委託者と協議するものとする。

- a 市民や市内事業者の市の施策の意向を把握すること。
- b 市民や市内事業者の取組の進捗状況を把握すること。
- c 環境について考える機会を市民や市内事業者に提供すること。
- d 過去のアンケート結果との比較を行い、市民や市内事業者の意識状況を把握すること。

（イ） 情報収集の方法及び件数については次のとおりとする。なお、回収率の向上に資する工夫を講じるものとし、何らかの事由により件数等に変更がある場合、必ず事前に委託者と協議するものとする。また、集計・分析結果については、委託者の求めに応じて提供するものとする。

a 実施方法

郵送又はWEB フォーム

b 件数

市民：3,000件以上、事業者：500件以上

（ウ） WEB フォームによるアンケートの回収・集計・分析においては、独自システム及びAI システムを使用しないこと。またWEB フォームによる回答にあたっては、回答の一時保存等のためのID等を付与する際には、回答者を特定できないものとする。

イ 重点施策選定方法の提案

（ア） 温室効果ガス削減のために重点的に取り組むべき施策等について、定量的な判断が可能な選定方法を提案する。

（イ） 当市が重点的に取り組むべき施策等については、当市におけるこれまでの取組成果や課題を踏まえ、到達目標を明らかにするため、アウトカム指標を設定する。また、再生可能エネルギーの推進施策も含めることとし、削減効果等の根拠資料を示すこととする。

（ウ） 重点的に取り組むべき施策は5項目程度とし、市民の太陽光発電設備や再生可能エネルギー電力の導入促進及び事業者の脱炭素化の促進に関する施策を含めること。

ウ 温室効果ガス排出削減量の算定

イの提案で選定した施策に基づき、温室効果ガス排出の削減量の算定を行う。なお、算定にあたっては、環境省のマニュアルに沿った部門別によるものとし、算定根拠を明確にすること。

エ 温室効果ガス排出量削減のための主体別取組の設定

イ及びウの結果に基づき、部門別の温室効果ガス排出量削減のための市民、事業者、市の取組を抽出し、取組ごとの削減量を算定するとともに、到達目標を明らかにするため、アウトカム指標を設定する。

オ 「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の重点施策案等の作成

- (ア) アからエの内容に基づき、「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の重点施策案及び主体別の取組内容案を作成する。また、重点施策案及び主体別の取組内容案については、委託者の求めに応じて随時、作成資料を提供するものとする。
- (イ) (ア)の案の作成後、藤沢市環境審議会（年4回、2時間程度を想定）等において意見等が付された場合、必要な追記・修正を行う。

カ 「藤沢市地球温暖化対策実行計画」重点施策の作成

オに基づき、「藤沢市地球温暖化対策実行計画」重点施策の作成を行う。なお、作成にあたっては重点的に取り組むべき施策・主体別の取組内容等を中心に構成し、表やグラフ、イラストや写真を使用し、市民に対しわかりやすいものとする。

(2) 当市における温室効果ガス排出量の随時把握手法の提案

環境省のマニュアルを用いて把握している当市における温室効果ガス排出量について、随時把握できる手法の提案を行う。

(3) 環境審議会への出席

環境審議会、庁内検討会議等に参加し、質疑への回答等の必要な対応をする。

(4) 定例打合せへの出席

委託者との定例打合せ（年12回想定）に参加し、議事録等の記録を作成するとともに算定等に係るデータや根拠資料を提出する。

3 見直しの視点及び留意点等

「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の見直しの視点及び留意点等については、次の(1)から(8)までに示す事項とする。

(1) 計画期間

計画期間は、2027年度（令和9年度）から2030年度（令和12年度）までの4年間とする。

(2) 根拠法令等との整合

「地温暖化対策の推進に関する法律」をはじめとした根拠法令等及び国、県、市等が改定した各種関連計画等について、最新の情報を把握し、整合性を図ること。

(3) 対象とする温室効果ガス

二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の7種類とする。

ただし、排出量の算定に含める種類については、市域内の現況を踏まえたうえで、別途受託者との協議により決定するものとする。

（4）温室効果ガス排出量の現状把握と将来予測

排出量の現状把握と将来予測については、次のデータを組み合わせ、部門別に、できる限り直近のデータにより算出するものとする。

ア 国、県、市等が公表する統計データ

イ その他、必要と認められるデータ

（5）排出部門

部門は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物部門に分類し、各部門の特性を分析すること。

（6）区域施策編に係る温室効果ガス排出量削減のための市の施策

温室効果ガス削減のための施策を整理し、その取組ごとの削減目標を示すこと。また削減策だけでなく、吸収策についても含めることを想定すること。

（7）エネルギー施策の推進及び進行管理

技術革新等を踏まえ、新たな再生可能エネルギー等の推進施策を盛り込むこと。

（8）その他の留意事項

市民や議会からの意見等により、内容に修正等が生じた場合は、早急に対応すること。

4 成果品及び支払い方法

（1）成果品

ア 「藤沢市地球温暖化対策実行計画」重点施策（A4版 表紙4色、本文4色）の電子データ及び作成関連データ一式（DVD-R 一式）

イ アの電子データ操作方法に係る説明書等

（2）納品期日

2026年（令和8年）3月16日（月）までに成果品を納品すること。

（3）支払い方法

完了払い

（4）成果品に係る著作権

成果品に係る著作権については、すべて当市に帰属するものとする。

5 再委託の禁止

業務の全部又は一部を第三者に委託又は請負わせることはできない。ただし、一部でかつ主要な部分を除き、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

6 情報セキュリティ

（1）本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」、「藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」、別紙「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」、及び別紙「ウェブサイト等のセキュリティ対策に関する仕様書」を遵守すること。また、藤沢市情報セキュリティポリシー＜基本方針＞の趣旨を理解し、情報資産の適切な管理に努めること。

(2) WEB サイトの構築にあたっては、「ウェブサイト等のセキュリティ対策に関する仕様書」を遵守すること。なお、外部クラウドサービス等を利用して構築する場合、以下の条件を満たすこと。

ア 原則として、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）等のクラウド情報セキュリティ監査制度の各種認証制度に適合していること。

イ クラウドサービスの置かれているデータセンターについては、日本国内にあり、日本の法令等の適用が可能であること。

ウ 外部クラウドサービスに係るアクセスログ等の証跡を1年間以上保存すること。

エ 外部サービス上で取り扱う情報の改ざん、漏洩を防ぐための暗号化及び暗号鍵の保護並びに管理を確実に行うこと。暗号化を用いる場合は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」に記載されている方法を採用すること。なお、利用する鍵長については、「暗号強度要件（アルゴリズム及び鍵長選択）に関する設定基準」の規定に合致した鍵長を用いること。

オ 外部サービスを構築するサーバ等にはマルウェア対策を実施すること。

カ 外部クラウドサービスの契約を終了する場合、外部クラウドサービス上に保存されたデータについて、汎用性のあるデータ形式に変換して提供するとともに、外部クラウドサービス上において復元できないよう抹消し、証明書を提出しなければならない。

キ 外部サービスの構成要素の全てについて、脆弱性が発見され対応パッチが公開された際は、原則として1週間以内に適応させること。1週間以内に対応できない場合は、適応時期や適応までの暫定対応を検討し、本市の承認を得ること。

7 その他

(1) 打合せや調整等に要する費用は、すべて受託者の負担とする。

(2) 本仕様書に関し疑義が生じた場合は、その都度、当市及び受託者が協議のうえ、決定するものとする。当市は、業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとし、受託者は、その求めに応じなければならない。

(3) この仕様書に定めのない事項が生じた場合は、当市及び受託者の双方が協力し、業務が円滑に履行できるよう誠実に対応するものとする。

(4) 成果品について、当市において協議事項等が生じた場合、受託者は当該事項について誠実に対応するものとする。

(5) 本業務の継続業務としてアクションプラン作成業務を想定しています。業務成績が良好の場合は令和8年度に契約を締結する可能性があります。

(6) 藤沢市地球温暖化対策実行計画の趣旨を理解し、第5章の各取組項目を実施するよう努めること。

(7) 受託者は、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に定めるもののほか、藤沢市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領第4条及び第5条の趣旨並びに藤沢市職員サポートブックの内容を踏まえ、障がい者に対する適切な対応を行うこと。

8 スケジュール（予定）

検 討 項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体スケジュール	選定方法の提案		温室効果ガス削減量の算定等		重点施策 案				主体別の取組案			成果品
環境意識の情報収集（アンケート）	準備		実施		集計・分析							
環境審議会		●			●		●				●	
環境政策推進会議				●					●			

※スケジュールについては、状況により前後する場合があります。

以 上

データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書

(趣旨)

- 第1条 この仕様書は、藤沢市（以下「委託者」という。）と事業者（以下「受託者」という。）が締結する契約（以下「本契約」という。）において、本契約に係るデータの取扱い及び受託業務を通じて知り得た秘密等の取扱いについて、委託者と受託者の履行すべき責務を定めることを目的とする。
- 2 この仕様書におけるデータとは、委託者からの提供や本契約を履行する過程において作成等された帳票、電子及び磁気その他の記録媒体に記録された情報、並びにLGWAN-ASPやインターネット環境で利用するシステム、サービス（以下「外部サービス」という。）内に記録された情報をいう。なお、データに個人情報を含む場合の個人情報とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第2条に定められた個人に関する情報をいう。
- 3 この仕様書は、本契約に基づき再委託を受けた者（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社）である場合や受託者から再委託以降の全ての段階の委託業務を受託する事業者を含む。）についても適用する。
- 4 受託者は、本契約及び本仕様書に基づく安全管理措置等について、契約締結時及び委託者の求めに応じて、様式第1号「安全管理措置等について」を提出しなければならない。

(法律等の遵守)

- 第2条 受託者は、法律及び藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和4年藤沢市条例第17号）の本旨に従い、本契約を履行しなければならない。

(必要事項の届出)

- 第3条 受託者は、本契約において個人情報を扱う場合、個人情報取扱責任者及び個人情報取扱担当者（以下「責任者等」という。）を定め、個人情報の管理体制及び個人情報を取り扱う業務の実施体制並びに個人情報管理の状況についての検査体制等、委託者が必要と認める事項を、業務の着手日までに書面により委託者に通知するものとする。

2 委託者は、業務の執行上、責任者等が不適当であると認めるときは、その理由を明示して受託者に責任者等の変更を求めることができる。

3 受託者は、業務の途中で責任者等を変更した場合は、速やかに書面により委託者に通知するものとする。

(秘密の保持)

第4条 受託者は、本契約の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
本契約期間満了後、本契約の解除後及び職を退いた場合においても同様とする。

2 受託者は、本契約に係る業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者（以下「派遣労働者等」という。）に行わせる場合は、派遣労働者等に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 受託者は、委託者に対して、派遣労働者等を含む労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(指示目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第5条 受託者は、データを委託者が指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。

(複製等の制限)

第6条 受託者は、委託者の承認を得ずして、データを用紙、記録媒体、外部サービスに複写し、又は複製してはならない。

(データの受領)

第7条 受託者は、業務の履行上、委託者からデータの提供がある場合は、様式第2号「データ受領証兼複製申請書」を委託者に提出しなければならない。

(データの持出し)

第8条 受託者は、業務上、やむを得ず委託者の環境からデータを持出す場合は、様式第3号「データ借用申請書」を提出し、委託者の許可を受けなければならない。

(パソコン及びモバイル端末並びにデータの持込み)

第9条 受託者は、委託者の環境にパソコン及びモバイル端末（以下「パソコン等」という。）並びにデータを持込み、作業を行う場合は、様式第4号「パソコン等及びデータ持込み申請書」を提出し、委託者の許可を受けなければならない。

(安全管理義務)

第10条 受託者は、データの取扱いについて、従業者及び作業場所を特定し、デー

タの無断持出しの禁止を徹底させなければならない。業務上、やむを得ず持出す場合には、パスワード等による暗号化の措置を行い、委託者の承認を得たうえで、様式第 8 号「データ持出管理簿」に記録し、本契約終了時及び委託者の求めに応じて委託者に提出すること。また、紛失、損傷、焼失等の事故が生じないように安全かつ適切な管理体制を整備しなければならない。

- 2 第 9 条に規定する持込み、及び成果物等を記録媒体等で委託者に提出する場合には、最新のパターンファイルが適用されたウイルス対策ソフト等により、記録媒体等にコンピュータウイルス等の不正なプログラムが書込まれていないことを確認し、様式第 5 号「ウイルス検査済証明書」を提出しなければならない。

(データの返却・消去)

- 第 11 条 受託者は、委託者から提供を受けたデータの利用が完了した場合は、速やかに委託者に返却しなければならない。なお、返却する記録媒体等がない場合は、様式第 6 号「データ消去証明書」を提出しなければならない。

- 2 受託者のパソコン等に、データを複製又は保存した場合は、業務上の利用が完了後、原則として、速やかに全ての記録を復元不可能な状態に消去しなければならない。また、データを消去した日から 14 日以内に、様式第 6 号「データ消去証明書」を提出しなければならない。

- 3 受託者は、業務の履行にあたり外部サービスを利用した場合は、外部サービス内に保存されたデータについて、業務上の利用が完了後、委託者の求めに応じ汎用性のあるデータ形式に変換して提供するとともに、外部サービス内で復元できないよう消去しなければならない。また、消去作業を完了した日から 14 日以内に、様式第 6 号「データ消去証明書」を提出しなければならない。

(記録媒体等の廃棄)

- 第 12 条 受託者は、本契約の履行上、委託者から廃棄指示がある場合の記録媒体等にあつては、確実に物理的に破壊し、又は全ての記録を復元不可能な状態に消去した後に廃棄し、様式第 7 号「廃棄証明書」を提出しなければならない。

(外部サービスの利用)

- 第 13 条 受託者は、仕様書に定めがある場合を除き、他の事業者が提供する外部サービスの利用を希望する場合は、利用するサービスのセキュリティ要件及び取り扱う情報を委託者に対し明確化するとともに、利用可否及び利用条件について

委託者の指示に従うこと。

(監督及び監査)

第14条 委託者は、本契約の履行すべき責務に関し必要があるときは、受託者に対して報告を求め、監査を行い、又は監査に立会うことができるものとし、受託者はこれに協力しなければならない。

(検査)

第15条 委託者は、本契約において個人情報扱う場合、個人情報の取扱いについて、受託者の作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも1回以上の検査を行うものとする。検査の方法は、原則として実地検査によるものとするが、取り扱う個人情報の秘匿性やその量等を考慮し、受託者と協議の上、委託者が決定する。

(従業者に対する教育の実施)

第16条 受託者は、その従業者等に対して、データの保護及び秘密の保持等に関し履行すべき責務について十分な教育を行わなければならない。また、委託者から教育状況の報告を求められた場合には、実施状況等を書面により委託者に提出しなければならない。

(事故発生の報告義務)

第17条 受託者は、本契約及び本仕様書に基づく安全管理措置等が履行できない場合及び情報漏えい等の事故が発生し、若しくは事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を委託者に通知し、委託者の指示を受けるとともに、遅滞なく事故等の状況を書面により委託者に報告しなければならない。

2 委託者は、本契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第18条 委託者は、受託者が本仕様書の規定について不履行、又は履行されない恐れがあると認めたときは、本契約を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による本契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第19条 受託者は、本契約の履行にあたり、本仕様書に違反した場合、故意又は過

失を問わず、その賠償の責に任ずるものとする。

(その他)

第 2 0 条 本仕様書に定める各様式を、藤沢市公式ホームページにて公開するものとする。

(以下余白)

ウェブサイト等のセキュリティ対策に関する仕様書

1 趣旨

この仕様書は、藤沢市（以下「委託者」という。）と事業者（以下「受託者」という。）が締結する契約（以下「本契約」という。）において、ウェブサイト及びウェブアプリケーション（以下「ウェブサイト等」という。）の改ざん等をはじめとしたインターネット上の脅威に対処するために、受託者がウェブサイト等に対して実施する対策について定めることを目的とする。

なお、この仕様書は、本契約に基づき再委託を受けた者（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社）である場合や受託者から再委託以降の全ての段階の委託業務を受託する事業者を含む。）についても適用する。

2 開発・改修時に実施する対策

受託者は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が策定した「安全なウェブサイトの作り方 改訂第7版」の内容を理解するとともに、様式第1号「ウェブサイト等のセキュリティチェックシート」（以下「チェックシート」という。）に定める対策等を実施すること。

チェックシートの各実施項目について「対応済」、「未対策」、「対応不要」のいずれかをチェックすること。

ウェブサイト等に脆弱性がないことが明らかである場合、当該項目を「対応不要」にすることができる。

受託者は、チェックシートに基づき、全ての脆弱性を確認した上で、運用開始までに委託者に対して提出するものとする。

チェックシートの選択項目

対応済	対策を実施している場合に選択。
未対策	対策の実施は必要であるが、何らかの理由により未実施の場合に選択し、その理由及び未対策であることにより発生するリスクへの対応方法についても記載すること。
対応不要	脆弱性が存在しない実装である場合やすでに他の対策を実施し、対策自体が不要であると判断される場合に選択し、その理由についても記載すること。

3 ウェブサイト等運用のためのセキュリティ対策

受託者は、ウェブサイト等を安全に運用するために、利用するサービスや運用形態に関わらず、以下の項目を満たさなければならない。

なお、ウェブサイト等において個人情報を取り扱う場合の個人情報とは、個人情

報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条に定められた個人に関する情報をいう。

（1）外部サービスの利用

ウェブサイト等の構築・運用において、他の事業者が提供する外部サービス（L G W A N - A S P やインターネット環境で利用するシステム、サービス（例）クラウドサービス、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、検索サービス、翻訳サービス、地図サービス、ホスティングサービス、生成A I 等）を利用する場合は、利用するサービスのセキュリティ要件及び取り扱う情報を明確化するとともに、委託者の許可を得ること。

（2）保守体制表の提出

受託者は、本番運用開始までに、保守体制表を委託者に提出しなければならない。また、業務の途中で体制に変更があった場合は、速やかに書面により委託者に通知すること。

（3）ファイアウォールの導入

必要なポートへの通信だけを許可するようルールを設定し、ウェブサイト等内の情報の書き換え、漏えい等の攻撃を防がなければならない。また、ログの取得機能は有効にし、定期的に取得したログの保存や、解析を行わなければならない。

（4）ウイルス対策ソフトの導入

ウェブサイト等が稼働するサーバにウイルス対策ソフトを導入し、保護しなければならない。また、ソフトウェア及びパターンファイルを最新の状態に保たなければならない。

（5）適切なリソース管理、負荷分散の導入

ウェブサイト等のアクセスに対し、安定してサーバを稼働させるために適切なサーバ容量を確保するとともに、必要に応じて負荷分散装置（ロードバランサー）やキャッシュサーバの導入を行わなければならない。

（6）セキュリティパッチの適用

ウェブサーバのアプリケーション、CMS、OS、ミドルウェア等の構成要素の全てについて、日々公開される脆弱性情報を積極的に収集し、脆弱性が発見され対応パッチが公開された際は、1週間以内に適応させなければならない。1週間以内に対応できない場合、受託者は、速やかに委託者と協議し、適応時期や適応までの暫定対応について決定すること。なお、パッチ適用後も正常にウェブサイト等が稼働することを事前に検証したうえで実施すること。

（7）通信の暗号化

ウェブサイト等で取り扱う情報の改ざん、漏えいを防ぐための暗号化及び暗号鍵の保護並びに管理を確実に行うこと。なお、暗号化を行う場合は、原則としてデジタル庁、総務省及び経済産業省が策定した「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（C R Y P T R E C 暗号リスト）」に記載されている方法を採用すること。

(8) 不必要なサービスの停止・アプリケーションの削除

不必要なサービスは停止するか、削除しなければならない。サービスを提供しているポート以外に対する要求に対し応答を返さないよう、フィルタリングを施さなければならない。

(9) アカountの適切な管理

各種設定の不正な変更を防ぐため、管理者権限のアカウントは必要最低限とし、不要なアカウントは削除しなければならない。また管理者画面については、IPアドレス制限や二段階認証等の不正アクセス対策を施さなければならない。なお、パスワードは十分な長さ（8文字以上推奨）とし、文字列は想像しにくいもの（アルファベットの大文字及び小文字の両方を用い、数字や記号を織り交ぜる等）を設定しなければならない。設定したパスワードについては、定期的に変更すること。ただし、担当者の変更やインシデント発生時にはその都度変更しなければならない。

(10) 受託者の環境におけるセキュリティ対策

個人情報及び業務上の機微情報を取り扱うウェブサイト等において、受託者が運用・保守等のためウェブサイト等に接続する場合は、接続する端末や操作者を特定し、アクセス制御や通信の暗号化などの不正アクセス対策を実施すること。また、マルウェア対策を実施すること。

(11) 新たに発見される脆弱性への対応

受託者は、委託者が契約期間中、外部のセキュリティ診断等を実施し、新たに脆弱性が発見された場合、必要なセキュリティ対策を施さなければならない。

ただし、対応に新たな費用が発生する場合、その負担について委託者と協議の上決定すること。

(12) その他の対策

その他、委託者と協議し、必要なセキュリティ対策がある場合は施さなければならない。

(13) 監視体制

ウェブサイト等の構築後は、構築したサーバの監視を十分に行い、異常を検知することができる体制を整え、監視体制表を委託者に提出すること。

検知対象は、DoS攻撃、改ざん、サーバ負荷の急増及び外部C&Cサーバ等への通信のほか、委託者が必要と判断したものとする。

受託者は、これらの異常を検知した際は、直ちにウェブサーバの運用を停止し、委託者に連絡するとともに、対応を協議すること。

(14) 報告事項

受託者は、構築したシステム内で使用しているソフトウェアの種類やバージョン等について様式第2号「ウェブサーバの運用環境報告」にて、契約締結後1週間以内に委託者に報告すること。

また、これらのソフトウェア等に関してアップデートを実施した場合は様式

第3号「ソフトウェア等の運用報告」にて翌月10日までに報告すること。

ただし、委託期間の最終月に実施した場合は、当該委託期間の終了日までに報告すること。

4 インシデント発生時の対応

ウェブサイト等に、D o s 攻撃、不正アクセス等のサイバー攻撃や、サーバの故障、停止等のインシデントが発生した場合は、ただちに委託者へ連絡し状況を報告しなければならない。対応は委託者と協議の上行い、必要に応じて、原因究明、復旧対応、プレス発表の協力、再発防止策の検討及び提案並びに実施を行わなければならない。

また、インシデント対応完了後、速やかに書面にて、報告すること。

5 メンテナンス等によるウェブサイト等停止時の対応

受託者は、サーバのメンテナンス等でウェブサイト等の公開を一時的に停止する場合、原則10日前までに委託者に書面にて通知すること。また、作業中は「メンテナンス中」の案内を表示すること。

6 監督

委託者は、提出された書類等の内容について確認が必要と認められる場合は、実地に調査を行うことができるものとし、受託者はこれに協力しなければならない。

7 損害賠償

受託者は、本仕様書に違反し脆弱性等が存在した場合、当該脆弱性等により委託者に発生する損害について、その賠償の責に任ずるものとする。

なお、賠償内容については委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。

8 協議事項

本仕様書に定める脆弱性項目以外に、新たに脆弱性が発見され、当該脆弱性を狙った攻撃が急増するなど被害発生が予測される場合は、委託者と受託者が協議の上、対策の実施有無を決めるものとする。

9 その他

委託者は、本仕様書に定める各様式を、藤沢市公式ホームページにて公開するものとする。

以 上